

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和6年度 特定建築物定期検査報告委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

3 対象施設

別紙2 対象施設一覧

4 業務の内容

平成20年3月10日国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に基づく調査、報告等を行うもの。

5 報告書提出 A4判製本（2部）

(1) 定期調査報告概要書 (A4判)

(2) 定期調査報告書 (A4判)

(3) 調査結果表 (A4判)

※調査項目は、別表調査票のとおり

(4) 図面 (A3判)

- ・付近見取図
- ・配置図（用途地域、道路巾等記入）外壁延焼ライン記入
- ・各階平面図（調査内容を記入）

(5) 写真 (A4判)

(6) (1)～(5)の電子データ（PDFファイル、Excelファイル及びCAD図データ）

※下関球場はCAD図データ有り、下関市豊浦夢が丘スポーツセンタ

ーについては、建築データのみ有り。

6 資料の貸与

業務を履行するに当たり、委託者は、必要な図面等で委託者が所有するものを無償で受託者に貸与するものとし、受託者は、業務完了後は速やかに返却するものとする。受託者は、貸与された資料等の保管・取扱い等に十分注意し、情報の漏えい防止に十分注意すること。また、万一損傷した場合は、責任をもって修復すること。

7 点検者の資格

業務における点検の実施及び報告書の作成は、建築基準法第12条第4項に規定する一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員の交付を受けている者により行われるものであることとする。

8 留意事項

- (1) 業務は、この仕様書及び建築基準法その他関係法令等に従い、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、次に掲げる事項に留意して業務を実施すること。
 - ①事前準備
 - ・貸与する資料（以下「関連資料」という。）等をよく吟味し、現在の施設の状況を把握して、業務を実施する。
 - ・関連図書に記載のない軽微な修繕工事も行われていることがあるため、施設管理者にヒアリング等を行い、必要な事項については報告書に記載する。
 - ・他の点検結果における指摘事項を把握し、改善状況等を点検する。
 - ②日程調整等
 - ・施設管理者と実施日時、点検内容等について協議調整を行うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、体育施設利用者等の安全及び円滑な施設利用に留意するとともに、事故が起こらないよう十分注意すること。必要に応じて、安全対策を行い、万一、事故の場合又は施設に損害を

与えた場合は受託者の負担とし、施設の破損等については、受託者の責めにおいて原状復旧を行うこととする。

- (4) 業務に必要な消耗品等は、受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施に当たり、第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責めにおいて対応すること。
- (6) 点検を行う中で、緊急対応を要する不具合を発見した場合は、速やかに状況を委託者に報告し、必要な指示を受けること。

9 特記事項

- (1) 別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙4「個人情報取扱特記事項」別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」に記載されている事項を順守すること。
- (2) この仕様書に定めがないとき又は、疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方協議の上、定めるものとする。